平成２８年（フ）第８１号
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘１棟205号、開始決定時の住所和歌山県紀の川市粉河470番地８
破産者　福島　　誠
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５７号
和歌山市西浜1196番地11
破産者　松野みどり
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７１号
和歌山県海草郡紀美野町小畑198　国保野上厚生総合病院内、住民票上の住所和歌山県海南市重根1290番地13
破産者　狩俣　榮美
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３３２号
和歌山県有田郡広川町大字山本1503番地１
破産者　杉レモンハウスこと　杉田　　收
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
大阪府茨木市島１丁目16―15　アウローラＡ棟101号室、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島八島248番地６
破産者　児玉　康之
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５８９号
広島市安佐北区可部３丁目９番29―103号
破産者　大坂　芳彦
１　決定年月日　平成29年２月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５４号
函館市美原４丁目23番１―302号　サニータウンみはら
破産者　村上　　忍
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１５４号
北海道中川郡本別町山手町39番地
破産者　ビューティーサロンＮＯＲＩＫＯこと　富田　則子
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
仙台市宮城野区銀杏町16番８号　銀杏町荘202
破産者　今　　賢一
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡34番地の11
破産者　吉田　克則
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡34番地の11
破産者　吉田　惠子
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７１１号
仙台市泉区南光台１丁目16番13号　ＳＫコーポⅢ―101
破産者　鈴木　　啓
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７３号
秋田市濁川字三升作１番地23
破産者　佐々木　亨
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３０号
秋田市大町６丁目５番８号　マンション高砂203
破産者　金谷　尚美
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
秋田県山本郡八峰町峰浜畑谷字川端55番地３
破産者　山崎　文雄
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１２２号
宮城県富谷市富谷清水仲112―２　レジデンス内海106号、住民票上の住所山形市長町２丁目10番32―16号
破産者　松田　善信
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２４号
山形市陣場３丁目12番49号
破産者　奥山　雅裕
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
福島県二本松市箕輪２丁目265番地
破産者　菅澤　　剛
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１０１号
福島市豊田町３番７号　荒川荘202号、住民票上の住所愛知県名古屋市緑区大清水２丁目613番地　コンセール篭山104号
破産者　内藤　大介
１　決定年月日　平成29年２月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所